

# 【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成23年4月16日(土) 13:30~15:00

会議名	平成23年度越谷市自治基本条例推進会議 第1回会議	場所	越谷市役所本庁舎5階 第1委員会室
件名 議題	1 開会 2 諮問 3 市長あいさつ 4 協議事項 (1)今後のスケジュールとすすめ方について 5 その他 6 閉会		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	<b>出席委員</b> 佐々木会長、石崎副会長、稲本委員、五味田委員、篠原委員、得上委員、内藤委員、藤井委員、原田委員、村田委員、大熊委員、雨宮委員、菅沼委員(13名)  <b>欠席委員</b> 小口委員(1名)  高橋市長  <b>事務局</b> 大島企画部長、立澤企画部副部長(兼)企画課長、田中企画課副主幹、水口同副主査、根本同主事(5名)  <b>傍聴者</b> 2名		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
●合意・決定事項等 ・山口委員の辞職について事務局から報告があった。 ・「自治基本条例の普及について」、市長から諮問があった。 ・今後のスケジュールとすすめ方について、平成24年1月の答申に向け、報告書で整理された (1)若い世代への普及について、(2)地域コミュニティ組織への普及について、(3)市民活動団体への普及について、及び(4)幅広い市民を対象とした普及について、を中心に調査審議していくこととした。 ・平成23年度第2回会議を平成23年5月21日(土)の午後1時30分から開催することとした。			

# 会議録（要旨）

※会議の冒頭で、山口委員の辞職について事務局から報告があった。

## 1 開会あいさつ（会長）

こんにちは。

本日の会議は、平成23年度の最初の会議となります。後ほど市長から諮問があると思いますが、その答申に向けて、これから具体的な調査審議をしていくことになります。

東日本大震災という大災害が発生し、私自身、何ができるのかを考えました。また、このような大災害によってコミュニティの大切さをあらためて認識しました。自治基本条例が広く市民に普及し、市民参加と協働によるまちづくりが進んでいくことは、私たちの普段の市民生活においてはもちろん、災害などに対する危機管理の面からも非常に重要であり、推進会議には大きな役割があると感じています。

私たちは、市長の附属機関として諮問事項について、鋭意調査審議しその結果を市長に答申することが第一の役割となります。なお、答申を待たずに先取りできるものがあれば、先取りして市で実施していただくというスタンスで取り組んでいきたいと考えています。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 諮問

・市長から会長に「自治基本条例の普及について」、諮問があった。

## 3 市長あいさつ

こんにちは。

昨年度の2月には、自治基本条例の基本原則にもある「市民参加と協働によるまちづくり」の現状と課題につきまして、他自治体の取り組みとの比較などを基にした多くの意見をまとめていただき、誠にありがとうございました。会長、副会長をはじめ、委員の皆さまに、大変なご尽力を賜りましたことに、あらためて厚く御礼を申し上げます。

去る3月11日に、「東日本大震災」が発生しました。この震災により、尊い命を失った方々に深く哀悼の意を表するとともに、被災された多くの皆さまに心より、お見舞いを申し上げます。

本市におきましても、避難された方の受け入れや支援物資の受付・輸送や義援金の受付等を行っておりますが、多くのボランティアの方々に携わっていただきました。また、被災された地域では、今も全国から集まったボランティアの方々が懸命に活動を続けております。本市からも多くの市民の皆さまがボランティアとして、現地に入っていると聞いており、このような、未曾有の大災害を前にしたとき、“地域の絆や支えあい”が、いかに大切であるかということを強く認識しました。

さて、近年、「新しい公共」という考え方が注目されております。「新しい公共」を「支えあいと活気のある社会」を作るための協働の場とする「新しい公共」宣言と、その実現に向けた取り組みは、このたび策定した「第4次総合振興計画」にあります。本市の将来像、「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」の実現とも深く関わっていると考えております。

昨年度、委員の皆さまに提出していただいた報告書の内容を踏まえ、「自治基本条例の普及について」、諮問をさせていただきました。自治基本条例の普及が、「市民参加と協働によるまちづくり」の実効性を確保するための、また、“市民の皆さまが誇りを持ち、安心して暮らせる、自治のまち越谷”となるための最優先課題と考えておりますので、さらなるお力添えをお願い申し上げます。

結びに、委員の皆さまのご健康とご活躍を心からご祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

## 【市長退席】

### 4 協議事項

#### (1) 今後のスケジュールとすすめ方について

・事務局が【資料】平成23年度 自治基本条例推進会議のスケジュール（案）に基づいて説明した。

(会長) ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(A委員) 諮問にあった自治基本条例の普及について、より具体的な調査審議していくこととなります。そうすると、委員同士で情報を共有できた方が良いと思います。メーリングリスト等により事務局と委員だけではなく、委員同士においても、常に情報を共有することは可能でしょうか。

(事務局) 委員の皆様のメールアドレスは、既に提出していただいています。これまでも、各委員の皆様には事務局から連絡等をさせていただいていましたが、メーリングリスト等のような運用をすることに同意していただければ、検討させていただきます。

(各委員) 特に問題ありませんのでお願いします。

(B委員) 若い世代への普及と関連し、自治基本条例の子ども版パンフレットに盛り込む内容について協議することになっていますが、この子ども版パンフレットをどのように活用していくことを想定しているのでしょうか。

(事務局) 子ども版パンフレットの活用方法については、例えば、教育委員会と調整し学校の授業で使用する方法があります。また、子ども版パンフレットを分かりやすい内容で作成することは、家庭や地域の大人を巻き込んだ自治基本条例の普及に繋がることも期待されます。推進会議の委員の皆様には、盛り込む内容はもちろん、活用方法についてもご意見をいただきたいと考えています。

(C委員) 子ども版パンフレットを作成し、活用することで、自治基本条例という少し難しい印象のある条例を子どもたちだけでなく、幅広い市民を対象として普及させることができると思います。分かりやすいという視点が大切です。

(D委員) 子ども版パンフレットの対象をどのように考えているのでしょうか。小学生、中学生、それ以上の年齢層が考えられますが、対象によって内容も異なります。

(事務局) 事務局としては、現在、小学校の5、6年生を対象としたものを想定しています。小学校の高学年では、地方自治についての授業もあるようです。子ども版パンフレットの対象についても、推進会議の委員の皆様からご意見をいただきたいと考えています。

(E委員) 子ども版パンフレットの作成までのスケジュールや意見提出の締め切りは、どうなっているのでしょうか。

(事務局) 子ども版パンフレット作成のスケジュールとしては、その配布や活用も考えると今年の8月～9月に作成したいと考えています。また事前に意見提出を希望する際の締め切りについては、後ほど次回の会議日程とあわせてご相談させていただきます。

(F委員) 自治基本条例のパンフレットにはイラストが掲載されています。子ども版パンフレットについても、分かりやすいイラストや漫画などを多く使う必要があると思います。

(事務局) 子ども版パンフレットをできるだけ分かりやすく作成するためには、条文や説明だけでなく、イラストや図を多く掲載する必要があるかもしれません。今後の具体的な協議の中で、多くのご意見をいただきたいと考えています。

- (G委員) 協働フェスタの際、小学校の5、6年生位の子どもが親に自治基本条例のことを説明しているところを見ました。子どもを対象とした普及については、以前から必要だと考えていました。優先的に取り組むべきだと思います。
- (H委員) 自治基本条例の普及について、諮問がありました。普及についての答申をまとめるために会議をほぼ毎月1回開催するスケジュールについては、疑問もあります。普及について協議するのであれば、ワークショップ等の手法を取り入れて集中的に行う方法もあります。また、自治基本条例が行政システムの中でどのように活かされているか検証する役割もこの推進会議にはあると思います。
- (I委員) 会議をほぼ毎月1回開催することについては、賛成です。また、自治基本条例の普及が優先的に取り組む課題であることにも異論はありません。普及というと、パンフレットなどの啓発物資の作成やシンポジウムなどのイベントの開催を考えますが、もう少し普及を広く捉えることができるかもしれません。啓発物資の作成やイベントの開催などの具体的な提案などは、集中的に短期間に取り組む方が適しているかもしれません。一方で、例えば、地域コミュニティ組織や市民活動団体への普及のように自治基本条例の運用に関する視点が必要な課題もあります。推進会議の目的は自治基本条例の実効性の確保であるということを考えて調査審議していく必要があると思います。
- (J委員) この推進会議は附属機関になりますので、まずは、諮問に対する答申をまとめることが最も大切な役割となります。ただし、諮問に対する答申以外の調査審議が一切できないということではないと思っています。また、委員自身が推進会議の活動として、普及に取り組むということではなく、少し距離を置いて調査審議する必要もあると思います。
- (事務局) 昨年度、委員の皆様には、自治基本条例の実効性を確保するための現況と課題について、報告書としてまとめていただきました。そして、その報告書の中で優先的な課題として整理していただいた「自治基本条例の普及について」、を諮問させていただきました。事務局から提案させていただいたスケジュールとすすめ方は、あくまでも一つの案です。集中的に会議を開催することも、会議にワークショップ等の手法を取り入れることも可能です。スケジュールとすすめ方についても委員の皆様と協議していただきたいと考えています。また、適切な運用についてですが、昨年度は、総合振興計画をはじめ、都市計画マスタープラン、教育振興基本計画、都市農業推進基本計画などの各種計画を策定しています。これらの計画は、自治基本条例の趣旨を踏まえて策定をすすめてきましたが、例えば、意見公募手続（パブリックコメント）の実施状況などについて、取りまとめて報告したいと考えています。
- (K委員) 推進会議の設置条例には、推進会議の第2条（所管事項）で、（1）自治基本条例の適切な運用に関する事項、（2）自治基本条例の普及に関する事項及び（3）自治基本条例の見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議することを明らかにしています。そして第2項では、これらの三つの事項について、市長に意見を述べることを明らかにしています。当然ですが私たち委員は、設置条例にある所管事項について調査審議することになります。事務局から提案があったスケジュールとすすめ方で基本的な方向は良いと思います。まずはこのスケジュールとすすめ方で調査審議し、その中であらたに調査審議すべき事項があれば、その都度、協議事項に加えていく方法もあると思います。

(L委員) 会議形式では、普及についての良いアイデアが出ることは難しいと思います。2時間程度の会議をほぼ毎月開催するより、集中的にワークショップ等の手法を取り入れて、自由に発言する方が、面白いアイデアが多く出されます。他の審議会等とは少し違う会議のすすめ方をする必要があります。話は少し変わりますが、東日本大震災は、大きな被害をもたらしました。このような大震災が発生してしまったとき、自治基本条例をどのように考えれば良いのかということについて協議する必要があると思います。また、(仮称)市民活動支援センターが設置されるそうですが、この(仮称)市民活動支援センターの設置にあたって、自治基本条例の趣旨をどのように活かしていけるのか、それらの内容について、推進会議で協議したいと考えています。

(事務局) 先ほど、この推進会議の設置条例の話がありましたが、推進会議には、市長の諮問に応じ、答申する権能と市長に対し意見を述べる権能があります。事務局で提案したすすめ方とスケジュールでは、ほぼ毎月1回の会議の開催としていますが、委員の皆様が短期間に集中的に協議した方が良いと考えるのであれば、そのようなすすめ方で結構です。また、自治基本条例の普及についての答申をまとめるにあたって、2~3回の会議で十分できるということであれば、まとまった時点で答申していただいても結構です。また、自治基本条例の適切な運用について意見を提出していただくことも可能です。委員の皆様から提出していただいた報告書を踏まえ、自治基本条例の普及について、諮問させていただきました。まずは、この諮問についての答申をまとめていただきたいと思います。

(M委員) 基本的なすすめ方とスケジュールは、事務局案で良いと思います。普及ということを少し広く捉えて協議したいと思います。もちろん、自治基本条例の普及は最も大切な課題ですので、そのことを念頭に置きつつ柔軟に協議していければと思います。

(N委員) 若い世代への普及、子ども版パンフレットに盛り込む内容や幅広い市民を対象とした普及については、非常に大切なので、より多くの時間をかけて協議をしたいと思います。また、市民活動団体については、その対象が限られていることから、比較的協議しやすいと思います。

(O委員) 普及ということを少し広く捉えるという話が出ていましたが、行政活動や議会活動に自治基本条例がどの程度普及しているのかという視点もあると思います。例えば、若い世代への普及について、行政や議会は何をしているのか、行政や議会も含めて、一緒に考えていくことで具体的で多様な意見が出てくる可能性があると思います。

(会 長) それでは、事務局から提案のありました“スケジュールとすすめ方について”を基本として、まずは答申に向けて協議をしていくこととし、普及について少し広く捉えて柔軟に協議していくこととしてよろしいでしょうか。また、次回以降の会議のすすめ方については、事務局と相談させていただくこととしてよろしいでしょうか。

・出席委員全員に確認し、了承された。

#### ●合意・決定事項等

・今後のスケジュールとすすめ方について、平成24年1月の答申に向け、報告書で整理された(1)若い世代への普及について、(2)地域コミュニティ組織への普及について、(3)市民活動団体への普及について、及び(4)幅広い市民を対象とした普及について、を中心に調査審議していくこととした。

## 5 その他

・事務局が、次回の日程について説明した。

※平成23年度第2回会議を5月21日（土）の午後1時30分から開催することとした。

※平成23年度第2回会議の協議事項である若い世代への普及について及び子ども版パンフレットに盛り込む内容について、5月13日（金）までにメーリングリスト等を活用して事務局に意見を提出することとした。

・委員から提案で、「東日本大震災」に関連して意見交換をした。

※主な意見等

○今回の大震災で市民に行政の情報を伝える方法が少ないと感じた。直接関係があるわけではないが、自治基本条例を市民に伝えることも非常に難しいと感じた。

○さいたまNPOセンターで活動している。さいたま市では、この震災で被災した方の受け入れにNPO、社会福祉協議会、地域のボランティア、行政が協働して取り組んでいる。これは行政の積極的な情報提供により実現できたと感じている。「越谷市自治基本条例」の第12条では、地域コミュニティ組織と市民活動団体の役割を明確にしている。今回のような大災害が発生したとき、これらのコミュニティ組織の役割と連携は大変重要だとあらためて認識した。

○各自治体には、防災計画があり、防災訓練も実施している。今回のような大災害の発生により、防災計画における優先順位や協働の概念を考え直すことも含めた議論が必要だと感じた。

○地域コミュニティと市民活動団体の連携は必要だが、それぞれの役割分担を考える必要がある。何でも一緒にやるということではないと思う。

○震災直後の救援、避難所での支援、震災後の復興とそれぞれの段階で求められるものは変わるが、地域の市民の力を総結集する必要があると感じた。地域の市民の力を結集する仕組みをつくるには、自治基本条例が関係してくると思う。

○自治基本条例の第22条にある危機管理の項目で市民と市長等の責務と協働について明確にしている。また、これまで、防災などの危機管理の分野では、市民について明確に定義されていなかったと思うが、自治基本条例の第2条では、市民を“市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体”と定義している。今回のような大災害では、行政区画で区切って考えるという考え方では対応できない。大災害があった場合、自治基本条例をどのように考えていくのかという議論も必要になると感じた。

## 6 閉会（副会長）

平成23年度第1回の会議でしたので、2回目以降のスケジュール等について貴重な意見をいただきました。5月13日（金）までに次回の会議の意見が提出できますので、多くの意見をお寄せ下さい。どうもありがとうございました。